

諮問番号：諮問第 109 号

答申番号：答申第 109 号

答申書

第 1 審査会の結論

大野城市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 26 条の 5 において準用する同法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。理由は以下のとおりである。

- (1) 食事ではたくさん口に押し込み、のどに詰まらせたり、嘔吐したりすることがあるため、ひと口サイズをスプーンにのせて食べさせている。いつもかまわずに飲み込むので、必ず声掛け見守りや手助けが必要である。
- (2) 月経時はパットを着ける位置がうまくいかず、毎回下着まで交換しているため、一緒に行き、パットを着けてあげている。自分でできるようにと教えるが、上下左右などの理解ができないためなかなか難しい。
- (3) 排便後の処理は後ろに手が回らず、自分では拭くことが困難なため、必ず一緒に行き処理をしている。
- (4) 家族以外の者との会話などは落ち着いている時はなんとなく分かるが、興奮している時などは全く通じない（家族でも通じないときがある。）。何度も聞き返すとパニックになり、暴れたりすることがある。
- (5) 全ての行動などができないに等しいのではないか。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が、審査請求人が行った特別障害者手当の受給資格についての認定請求（以下「本件認定請求」という。）を却下したことが、法令及び法定受託事務の処理基準である認定基準（障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）をいう。以下同じ。）に基づいて適正に行われているかということにあるので、以下判断する。

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第1条第2項第1号該当性

審査請求人が特別障害者手当認定請求書に添付した特別障害者手当認定診断書（精神の障害用）の記載によると、審査請求人は、認定基準の第三の1(8)ア(カ)の症状等を有していると判断される。さらに、「日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものは計11点であり、審査請求人の精神の障害の状態は、同(8)のイの程度と認められる。

以上のことから、審査請求人の障害の状態は施行令別表第2第7号に該当するものと認められる。しかしながら、審査請求人には、施行令別表第2第7号に該当する精神の障害以外の身体機能の障害は認められないことから、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第1号には該当しない。

2 施行令第1条第2項第2号該当性

上記のとおり、審査請求人には施行令別表第2第7号に該当する精神の障害は認められるが、それ以外の身体機能の障害等は認められないため、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第2号には該当しない。

3 施行令第1条第2項第3号該当性

上記のとおり、審査請求人には施行令別表第2第7号に該当する精神の障害は認められるが、それ以外の身体機能の障害等は認められない。また、日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものは11点であることから、審査請求人の障害の程度は施行令第1条第2項第3号には該当しない。

以上のことから、処分庁が、本件認定請求を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年11月5日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年12月10日の審査会において調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別障害者手当の受給資格の認定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、客観的になされるものである。処分庁は、認定基準に沿って適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

なお、付言すると、処分庁は、本件処分に係る特別障害者手当認定請求却下通知書において、行政不服審査法第82条第1項の規定に基づき、本件処分につき不服申立てができる旨、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を教示しているが、当該教示のうち不服申立てをすることができる期間に誤りがある。また、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴う特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正により、同法に基づく手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経ることなく提起することができることとなったにも関わらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に基づく教示がなされていない。本件処分に係る教示の誤りにより、本件処分が違法となるものではないが、教示は正しくおこなわれなければならないことは当然であるから、今後の手続きにおいては十分に留意していただきたい。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 倉員 央幸